

第 25 回白河市地域公共交通活性化協議会概要

日 時	令和元年 5 月 22 日（水） 午後 1 時 30 分～2 時 30 分
場 所	白河市立図書館 中会議室 1
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 白河市地域公共交通活性化協議会委員名簿 ・ 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議案第 1 号 副会長及び監事の選任について (2) 議案第 2 号 平成 3 0 年度事業報告について ・・・別紙①-1、①-2、別紙② (3) 議案第 3 号 平成 3 0 年度収支決算並びに監査報告について (4) 議案第 4 号 令和元年度事業計画（案）について・・・別紙③ (5) 議案第 5 号 令和元年度収支予算（案）について (6) 議案第 6 号 地域公共交通確保維持改善事業 「生活交通確保維持改善 計画」の申請について ・ その他 白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について
<p>■内容</p> <p>《委嘱状交付式》 副市長より出席委員に対し委嘱状を交付</p> <p>《会議》</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 会長あいさつ 圓谷光昭会長（副市長）よりあいさつ</p> <p>（会議成立報告） 設置要綱第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議に過半数となる 21 名の出席をいただいていることから、会議が成立していることを事務局より報告。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 議案第 1 号 副会長及び監事の選任について設置要綱第 7 条第 3 項の規定により、委員の中から会長が指名。 副会長 芥川 一則氏（福島工業高等専門学校 教授） 監 事 河野 敏夫氏（白河市町内会連合会 副会長） 監 事 金田 昇氏（白河商工会議所 常議員）</p>	

→ 異議なし。議案第 1 号について承認

(2) 議案第 2 号 平成 30 年度事業報告について…P1・資料

平成 30 年度事業報告として、①地域内移動支援事業の実績（別紙①-1、別紙①-2）、②白河市循環バス日曜・祝日等試験運行の実績（別紙②）、③地域公共交通確保維持改善事業「生活交通確保維持改善計画」の申請、④白河市循環バス等ラッピング事業について事務局より説明。

(3) 議案第 3 号 平成 30 年度収支決算について…P2・P3

平成 30 年度白河市地域公共交通活性化協議会収支決算について事務局より説明。
また、河野敏夫監事より、監査結果を報告。

→ 異議なし。議案第 2 号及び議案第 3 号について一括承認

○主な意見等

①地域内移動支援事業の実績について

- ・今までタクシーを利用していなかった方の新規利用があった。利用者からは、使い方がわかりづらいため、もっと簡単にしたいとの意見があった。（白河観光交通株式会社）

(4) 議案第 4 号 令和元年度事業計画（案）について…P4・P5

令和元年度事業計画（案）として、①地域内移動支援（バス及びタクシー）助成実証実験、②地域公共交通確保維持改善事業「生活交通確保維持改善計画」の申請、③白河市公共交通総合時刻表事業、④白河市循環バス等ラッピング事業について事務局より説明。

(5) 議案第 5 号 令和元年度収支予算（案）について…P6

令和元年度白河市地域公共交通活性化協議会収支予算（案）について事務局より説明。

→ 異議なし。議案第 4 号及び議案第 5 号について一括承認

○主な意見等

①地域内移動支援（バス及びタクシー）助成実証実験について

- ・実証実験については、市広報紙へ掲載するのか。（全国自動車交通労働組合連合会福島地方本部）

→前回の助成券交付者に対しては、会議後に郵送で申請書等を送付し、お知らせする。
その他、6月1日号の広報紙や市ホームページへ掲載し、周知を図る。

また、今回の実験に協力いただくバス会社やタクシー会社の車両内にポスター等を

掲載する。(事務局)

- ・今回の実験は、交付条件が令和元年度末に75歳以上の方が対象となっている。

実験目的とは違うが、現在、高齢者の交通事故が増えている中で、75歳以下でも早めに返納した人、または早めに返納したいという人が利用できるような取り組みを警察や公安委員会と協力して制度として一緒にできないか。(白河商工会議所)

→助成の対象者につきましては、様々な議論を行っている。

今回に関しては、実証実験ということで免許返納者を対象とし、75歳以上を対象に実施させて頂きたい。(事務局)

- ・表郷・大信・東地区の申請件数が少ないが、各地区の住民はどのように申請に来たのか。(東地域活性化協議会)

→各地域にお住まいの方は、各庁舎に申請に来ていただいている。中には、本庁舎に用事があって訪れた際に申請した人もいる。(事務局)

- ・タクシー助成のことを知っているが、庁舎から自宅が離れており申請に来ることができない人がいると思うが、そうした人が申請する手だてはあるのか。

また、タクシー助成について、高齢者の方が制度を知っていることが大事なので、周知もお願いしたい。(東地域活性化協議会)

→ご自身では、中々来れないという方については、前は代理申請を認めており、家族や近所の知人の方でも代理で来てもらうなどで申請して頂いていた。

また、郵送で申請書を送付頂き、後日助成券を郵送させて頂くという方法も取っている。

タクシー助成の周知については、広報紙や市HP等にて広報しているが、中々見られず、制度を知らない人もいた。今後、広報の機会を増やし、周知に努めていきたい。

(事務局)

- ・タクシー助成のPRについて、敬老会でようかんと一緒にチラシを配布してはどうか。

(白河地域活性化協議会)

→参考にさせていただく。(事務局)

④白河市循環バス等ラッピング事業について

- ・現在循環バス等のラッピングについては、戊辰戦争という市のPRになっているが、この部分に、民間の商業広告を募ることにより、収入を得て運行資金にあてるなどを考えてはどうか。(白河商工会議所)

→来年度に向けて、当初予算までに検討していきたい。(事務局)

(6) 議案第6号 地域公共交通確保維持改善事業「生活交通確保維持改善計画」の申請について…資料P7～P11・別表1 其他関連資料により事務局説明

(事務局説明)

現在、表郷・東地域巡回バス、市循環バスの一部については、地域公共交通確保維持改善事業補助金(以下「補助金」という。)を活用して運行。令和元年10月～令和2年9月におけるバス事業年度についても、同補助金を活用し運行したいと考えている。当該補助金の申請にあつては、「生活交通確保維持改善計画」を協議会に示し、

了承を得たうえで、国土交通省へ申請することとなっている。今年度の申請については、平成 29 年度に策定した「白河市地域公共交通網形成計画」の目標等と整合した内容や数値目標を追記している。その他使用車両等については、従来と変更がないため、修正箇所なし。事業の目標については、過去 3 ヶ年の実績に基づき一部修正した。

なお、車両減価償却については、今年度より補助要件からはずれるため補助申請を行わない。

また、本計画において、各種イベント等による交通規制がある場合、迂回等一時的な運行経路の変更について国土交通省への変更申請が必要となる。そのような場合には、事務局に一任させていただきたい。

→ 異議なし。議案第 6 号について承認

・その他

白河市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について…別紙資料

国土交通省から、地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインの一部を改正した通知があり、自家用有旅客運送の導入または更新にあたり、手続きの変更があった。

市内の交通事業者に対し、地域移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案を求め、提案がない場合に、地域公共交通会議との協議を経て、自家用有償旅客運送の導入、更新の手続きを行うようなフローに変更となった。

その手続きについて、要綱に明記する考え方が示されているため、今後、要綱の改正を行う。

→ 特に意見なし。

5. 閉会